

エバーニュース

# EVER NEWS

vol.17 平成27年8月23日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



● [連載] インターネット取引における消費者問題について

■ 無料相談会のご案内

● [連載] 株式売渡請求について

● 料金のご案内／事務所のご案内



## インターネット取引における 消費者問題について

第17回はインターネットでの売買等取引における問題を取り上げます。

消費者白書によれば、ネット取引の動向については、他の商品取引に比較して全年齢で増加しており、高齢者においても例外ではありません。スマートフォンによる取引が増加していることも寄与しているようです。同白書によれば、商品では財布類、ハンドバッグ等、サービスでは航空チケットサービス、コンサート、ホテル・旅館等、デジタルコンテンツではアダルト情報、占い、出会い系やオンラインゲーム等が多くなっているとのこと。

ネット取引での注意点は、詐欺的商法であったり、また詐欺とはいわないまでも虚偽説明や説明不足、また困惑させるなど取引方法に問題があることが多い点です。たとえば意識しないままアダルトサイトに接続してしまい料金を請求されたというトラブルでは、男性のみならず女性でも全体の3割の方が被害に遭い相談しています。パニックになりその業者に連絡することは、電話番号などの個人情報相手を相手に与えてしまい、逆効果になりますのでおやめ下さい。この手のトラブルでは、一旦お金を払いますと回収することは困難です。

また、正常取引でも契約・解約の際にトラブルが生じることがあり、他の取引形態との違いにご注意ください。ネットでの広告を見て申し込むことは通信販売（特定商取引法）にあたり（ネットオークションも同じ）、商品の引渡や権利移転を受けてから8日以内であれば契約の申込の撤回や解除ができますが、特約で排除されている場合にはできません。訪問販売や電話勧誘販売等に比べて撤回や解除が特約で排除できること、契約時の事実と反する記載（誤認が前提）や威迫に対する救済措置（契約取消・期限経過後の撤回や解除権の行使）がない点では慎重に申し込む必要があります。もっとも、詐欺の場合取消ができることはもちろんですし、顧客の意に反して契約の申し込みをさせる行為も禁止されています。たとえば、クリックすれば有料になるにもかかわらず、容易に認識できるように表示していない場合には行政処分の対象になります。しかし、決済後では、回収のための労力・費用・時間を要することになるので、申込の前には広告の表示にも注意して、信頼できるサイトを利用するなど、申込については十分注意してください。

### Information

#### 無料相談会のご案内

平成27年8月28日(金)、9月1日(火)、9月10日(木) のいずれも  
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



## 事業者の方へ 株式売渡請求について

中小企業においては、オーナー一族が株式を所持して、経営を安定させる方策を講じていることがほとんどであると思います。しかし、譲渡や相続などで株式が分散したり、また、逆に相続税対策で分散の方法を選択している場合もあるでしょう。一方では、少数株主権による混乱の防止など好ましくない株主の出現の予防策として、また、事業承継のためにも、譲渡制限だけでなく、株式を取得して経営を安定させる必要が生じる場合もあると思います。

会社としては、合意によって株式を取得する以外に、少数株主から強制的に株式を買い取る方法が従来からいくつかありました。たとえば、①現金を対価とする合併や株式交換の方法、②全部取得条項付種類株式等の方法、③相続人等に対する売渡請求権を定款で定める方法（譲渡制限株式の場合）です。①の方法は会社資産の含み益課税を生じたり、③の方法は相続を契機とするため、集め方としては一般的ではありません（③は大株主に相続が生じた場合、売渡請求の相手方である株主に議決権が与えられず、定足数にもカウントされず、相続人の意思に反した決議が成立する危険性があることも指摘されています）。普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、会社がこの全部取得条項付種類株式を取得するという②の方法が一般的とされてきました。

今回の平成26年6月20日（平成27年5月1日施行）の会社法改正により、特別支配株主の株式等売渡請求制度が創設されました。この制度では、議決権の9割以上を有する株主は、株主総会を開くことなく、取締役会の承認を経た上で、少数株主に対して所有株式の売渡を請求することができます。（なお、少数株主全員に対して請求することが必要です。）

具体的な流れとしては、i) 株式売渡請求方法・内容の決定、ii) 対象会社の承認、iii) 売渡株主に対する通知、iv) 売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧、v) 売渡株式の取得、vi) 売渡請求後の書面等の備置き及び閲覧、という手続きになります。

9割以上の議決権がない場合にも、②の全部取得条項付種類株式や、今回、株式併合にも反対株主の買取請求権が認められることとなりましたので、これらを利用して金銭での買取が可能です。



# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



● エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

**エバー総合法律事務所**（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

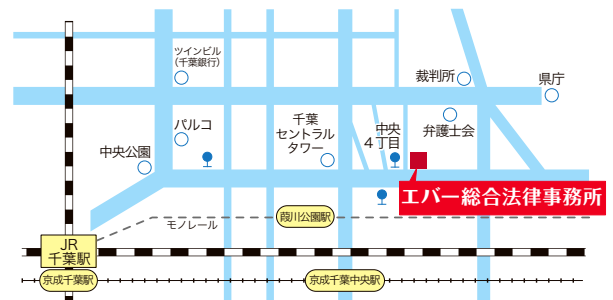
午前9時より午後6時まで

\* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



● 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
● 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。